

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件の一部を改正する件（案）」についての意見募集



厚生労働省は平成 30 年 12 月 19 日、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件の一部を改正する件（案）」について、意見募集を開始しました。

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）において基準又は規格が定められた食品又は添加物については、その基準又は規格に合わなければ販売、保存等を行ってはならないとされています。

平成 30 年 7 月 13 日に告示された食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 30 年厚生省告示第 269 号）では、清涼飲料水の成分規格の見直しと、所要の経過措置が設けられましたが、ミネラルウォーター類については、賞味期限が長く、それを前提に防災物資として備蓄されている等の状況があるため、経過措置が延長される予定です。

改正の概要は、ミネラルウォーター類のうちアンチモン、ヒ素、マンガン、亜硝酸性窒素及びホウ素の成分規格については、「告示の日から六月以内に製造され、または輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができることとする」と改正される予定です。

意見募集は平成 31 年 1 月 4 日まで実施され、寄せられた意見を踏まえ改正が行われる予定となっています。

当社では、清涼飲料水の水質検査だけでなく、水道法第 20 条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関、水道 GLP 及び ISO/IEC17025 認定試験所として、長年の水質検査の実績があります。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 2018 年 12 月 19 日付 厚生労働省パブリックコメント

環境検査箇所 阪口玲子

The Knights of Environmental Science 上水ってどんな種類がある？

内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817
URL: www.knights.co.jp

水道は、水道水の供給対象となる施設や受水槽の規模、またそれ以外でも、厚生労働省の要領や各都道府県の条例等で規制を受ける水道等があります。

答えは下記URLからご覧いただけます。

<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR09006.pdf>

